

## 岡本の国会での質問

159-衆-農林水産委員会-20号 平成16年06月01日

○高木委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

私は、本日、この競馬法の改正に当たりまして、今さまざまな競馬の抱える問題を御指摘させていただき、そしてその改善に向けての方策をぜひお答えいただきたいと思っております。

まず、そもそもの競馬の目的、これはもう委員各位も御存じだとは思っておりますけれども、賭博、かけごととなるべき競馬が刑法の特例として特別に認められているこの理由は何なのか、改めて大臣から御説明をいただきたいと思っております。

○亀井国務大臣 我が国の競馬、これは刑法の特例として競馬法によりまして特別に認められておるわけでありまして。先ほど来、その目的、こういうような視点から答弁申し上げておりますとおり、国及び地方公共団体の財政への寄与、また、馬の改良増殖等その他畜産の振興、そしてさらに国民への健全な娯楽の提供、こういうことが目的と考えられておるわけでありまして、そういう視点で特別に認められておる、こう思います。

そしてさらに、今回の法改正によりまして、厳しい経済状況、景気の低迷、そして娯楽の多様化、こういう中で法改正をすることによりまして、この事業目的が達成できるように、このように特例で認められておるわけでありまして、競馬主催者の事業収支の改善等々が図られるように支援をしてまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 今大臣が答弁されましたとおり、確かに財政への寄与という公共の福祉の面が大きな利益となるということで、この競馬がいわゆる刑法の賭博といった罪に問われない、違法性を阻却される要因の一つとなっていると私も考えておるのでございますけれども、今の競馬の現状は大変、特に地方競馬、厳しい中で、財政への寄与というのが今後乏しくなってきた場合には、これは即とは言いませんけれども、違法の世界に入ってしまうという御認識でしょうか、大臣。

財政への寄与が一つ大きな、刑法の中の特例として認められる、そのための要因なわけですね。娯楽の提供と言ったら娯楽の提供で違法性が阻却されるのであれば、ほかの娯楽も認められちゃう。何か違法なことをやっても娯楽が上回るわけじゃないんです。やはりそこに財政への寄与という公共の福祉が、この違法性を阻却して、なおかつ、特例法を設けてこの競馬という事業が営まれる大きな要因になっているわけです。

その中で、この財政への寄与というものがなくなってきた場合は、競馬というものは、赤字に陥ったから即来年から違法ですよとは言いませんけれども、赤字が続くということになると、法の精神からいうと違法という状態になってくるんですか。

○亀井国務大臣 財政への寄与がなくなるようなことにならないように、今回法改正をし、そしてまた公共の福祉にも役に立ち、また地域振興にも役に立つわけでありまして、そのようにならないように、中央、地方、連携して対応する、こういうことで頑張ってもらわなければならない、このように思っております。

○岡本(充)委員 頑張っているんですよ、本当に今。頑張っているんですよ。そういった中で、これがどんどん赤字になってきまして、ここですなわち、赤字をもって即違法だということになるとは言えないと思っておりますし、実際にそうならないように努力をされているんだと思っておりますけれども、これは、本当に赤字がずっと続く、こういったことになると、地方への貢献といっても貢

献につながらないわけですから、そういった場合には競馬のそもそもの意義すら問われかねないという現状だということを、私はまずもって指摘させていただきたいと思います。

そういった中で、今回の法改正、幾つかポイントがあるわけですから、私、まずは、競馬事業の一部を私人に委託するという、この点に関して御質問させていただきたいと思いますが、競馬事業のこういった部分を私人に委託することを想定されているのか、お答えいただけますでしょうか。

○白須政府参考人 競馬の事務の一部を私人に委託するという点についてのお尋ねでございます。

具体的な範囲につきましては、これは政令で定めることになるわけですが、競馬法としては、競馬主催者をやはり公共性が強い特殊法人なりあるいは地方公共団体に限定いたしているわけですから、そこはまさに委員が御指摘のとおり、刑法の特例としての競馬を実施するに当たって、公正な実施についての国民の信頼を得られる者とする、そういう必要があったというふうに考えているわけでございます。

そこで、そういったあれからいたしますと、例えば開催日時のご決定でございますとかあるいは払戻金の額のご決定でございますとか、そういった競馬の実施の根幹をなす事務につきましては、これはやはり引き続き主催者が行うべき事務だろうというふうに考えておまして、それ以外の事務のうちの、例えば馬券、勝馬投票券の発売でございますとか払い戻し、あるいはまた警備、そういった一部の事務につきましては、私人への委託が可能となるように規定するという点を想定しているわけでございます。

○岡本(充)委員 現実的ではないかもしれませんが、さまざまな資格やさまざまな能力を要求される分野が組み合わさって競馬の事業というのはなされておまして、サービス業もあれば、警備は警備の分野の知識も技量も必要でしょうし、そしてまた勝馬投票券の発売もそれぞれの知識、技量が必要で、同じ会社、同じ財団が参入するというのは難しいのかなと思ったりもするんですが、現実的かどうかは別として、理論的には、一つの会社ないし組織が、こういった競馬に関する、今おっしゃられた開催日時そして払戻金の金額決定以外のことであればやっていくことができると考えていらっしゃるのでしょうか。特に、もう一点だけ聞きたいんですけれども、発走業務なども行えるというふうに考えているのでしょうか。

○白須政府参考人 ただいま私どもが考えておりますのは、そういった根幹事務以外の、申し上げました馬券の発売とか取り締まりとか払い戻しとか、そういう性格のものでございまして、ただいま委員がおっしゃった発走でございますか、そういったことにつきましては今後の課題だろうというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今後の課題といっても、非常にあいまいとしていて、現場ではこういったことをこれは意図しているのか。

では、先進事例ということでちょっと一例を挙げていただきたいと思いますけれども、競輪や競艇、こういった中で、ほかの公営の事業の中で先進事例があると思います。こういったものを参考にされるのではないかと私は類推しておりますが、そういったものと比べ合わせてもう一度明確に、競馬の場合はどの分野を私人に委託するというお考えか、これはまだ検討中であってということで、この法律案というわけにはちょっといかならないと思うんですけれども、はっきりとお答えいただきたいんです。

○白須政府参考人 私どもが私人に委託が可能だというふうに考えておりますのは、申し上げております馬券の発売なり取り締まりということでございまして、先ほど委員がおっしゃった発走でございますか、そういった競走関係の事務につきましては、いわゆる公益法人といったものには委

託ができるというふうなことを今回の改正案にお示ししておるわけでございまして、私人への委託ということは今回の改正案では考えておりません。

○岡本(充)委員 そういうふうに明確に答えていただけると次の質問に移りやすいので、また明確にお答えいただきたいんです。

こういった競馬事業の一部を私人に委託することについて、今言われました発走の部分に関する、もしくは競走の部分に関するところは私人には委託をしない、こういうふうにお答えいただいたと私は理解しておりますが、この中で、それ以外の事業について、といっても、勝馬投票券の発売、これも、例えば何ブースで売なのか、そこまで明確に規定をして委託するのか。例えば、発売するブースの数は委託した私人にお任せするのか、もしくは払い戻しの窓口をどのような形態で配置するのか、そういったところについてもお任せするのか。そういうところを含めてすべてお任せするのか、場所は貸す、箱は貸すけれども、何ブースかというのも決めて、その上で、人だけ出してくださいね、こういう形の委託をイメージされているんですか、どちらでしょうか。

○白須政府参考人 ただいま委員がおっしゃったことにつきましては、いろいろな形態があろうかというふうに考えてございまして、どういう形態でなければ委託ができないというふうなことを私どもが規定をするつもりはございません。

○岡本(充)委員 規定をするおつもりはないということなんです、そういうふうになってくると、その部分について何ブースを出すかということはお任せということになるとすると、極端な話、ブースの数が多くなってくるとか少なくなってくるというところについてもその人の判断基準ということになってくると、刑法との関係の中で、法的な整理として、ブースの数を自由に任せる、極端なことを言えば、何階で売るとか、どこでどういうふうに売るといのもお任せするわけですから、こういったところは刑法に抵触するというふうには考えられないわけでしょうか。

○白須政府参考人 いずれにしても、もちろん、そのところはやはり主催者の基本的な判断というのがあるわけでございまして、主催者がどの程度の規模のものを考えるのかというのは当然委託する前提としてあるわけでございまして、その委託を受けた私人が主催者の判断とは別個に、勝手に何ブースでやるとかということにはならないというふうに考えておりますし、私人への委託を行いました場合でも、主催者はその主催者としてのやはり基本的な責任は当然負うわけでございまして、委託を行う私人に対しまして必要な監督を行うこととなるわけでございまして、

したがって、私人への委託によりまして、委員から御指摘のそういった刑法との関係での問題というものは生じることはないのではないかというふうに考えている次第でございまして、

○岡本(充)委員 今、主催者と相談してということでしたけれども、先進事例、競輪であるというふうに、私、ちょっと伺いましたけれども、今、この法案の中でイメージしている外部への委託ということは、今のお話ですと、競馬の事業のうちの発券と払い戻し、もしくはサービス部分、警備部分などに関して、主催者の指導のもと事業を営むという形式になるから、刑法に抵触することはない、もしくは違法性はないということなんだというふうに理解したんです。

とすれば、これはある意味、中身だけ外部に委託して、実質の計画から競馬に関する事業を営むさまざまなプランニングは引き続き主催者主導で行っていく、こういったことと理解してよろしいでしょうか。違うかそうかだけ教えてください。

○白須政府参考人 いずれにしても、施設を設置いたしますのは主催者でございまして、したがって、私が先ほど申し上げましたとおり、そういった主催者としての基本的な責任というのは、私人への委託に際しましても当然あるわけでございまして、

ただ、委託ということに伴いまして、一方には、コストを下げるという観点と、民間のそういったいろ

いろなノウハウを活用してよりファンサービス等に資するという観点もございますので、基本的なところは責任はもちろん主催者が負うわけでございますし、必要な監督も行うわけでございますが、その範囲内において、委託を受けた私人が民間のノウハウを活用してファンサービス等々で貢献できる面はあるであろうというふうに考えているわけでございます。

○岡本(充)委員 今僕が先に言おうと思ったことを図らずも局長お答えいただいたんですが、まさにコスト削減が大きな目的である中で、民間のノウハウを導入しようという中で、建物だとか土地は今でも借りている場合もあるんでしょうけれども、外枠をつくって数を決めて、それを農水省がやって、そのノウハウを導入しようと思っても、そこに指導が入ってできない、思ったほどコストが下がらない、こういったことになりはしないかと、今の話で私は強く懸念をするわけでございます。

この点、これだけ話を続けていても前に進みませんけれども、民間の活力、民間のノウハウを利用するなら、そのプランニング、計画から民間にお願いしていかなければならないはずのところ、その部分は確かに競馬という特殊な事業ということもあって難しく、民間の裁量がきく幅が少ないということになると、そもそもの目的であるコスト削減につながらないのではないかと、これを強く指摘させていただきたいと思えます。

次に移ります。

重勝式の導入というところでございますけれども、重勝式の導入、これを通じて目指しているもの、私が先に言わせていただくと、間違いなくファンへのサービス、新しいファンの獲得も目指してみえましょうし、既存の競馬ファンの方の楽しみをふやそう、こういった目的もあるんだと思えますが、この重勝式の導入、今回の導入によってどちらの方によりターゲットを置いているか。

つまり、これまで競馬のファンで競馬場に足を向けてきてくださった方か、それとも、競馬場に余り来なかったけれどもこういったものがあるから競馬場に足を向けてみよう、重勝式があるのなら行ってみようと思う人がふえるというふうに考えてみえるのか。もちろんその両方ですと言われるでしょうけれども、どちらにより重きを置いているんでしょうか。

○白須政府参考人 今委員からもお話がございました重勝式でございますが、私どもとしては、ファンに対する選択の幅を広げるというのが基本的な考え方でございます。

競馬におきますとこれが商品でございますので、馬券の種類をふやすということはファンの選択肢を広げるということでございますので、そういった意味ではいろいろな楽しみ方がある、いろいろな馬券があるということで、そこは選択の幅が広がる。

そこで、今委員からお話があったように、要すれば、競馬をよく知っている人がよりあれなのか、あるいはまた新たなファンがそういう馬券があるなら買ってみようかと思うかというお尋ねでございますが、確かにそこは、競馬の楽しみを一体どういうふうにその方が思うのかというふうなことにかかってくるのではないかと、私どもは理解をいたしているわけでございます。つまり、的中率が低くなっておもしろみがないというふうな判断もございしますが、他方には、的中率は低いけれども逆に払い戻しの方が大変に高くなるという性格でございますので、そういった意味で、例えばよりおもしろくするためにキャリアオーバーだとか何だとかいろいろなやり方もあろうかと思っております。

したがって、そういうふうな点については、まことに答えがあれで申しわけございませんが、両面があるというふうには私どもは理解をいたしているわけでございます。

○岡本(充)委員 こういう施策をとるのに、やはり目的を明確にして施策というのはとられるんだと私は思っておるわけなんですけれども、その目的として、今、ファンの拡大と、もちろん今の既存のファンの楽しみをふやす、こういった二つあるんだと言われておりますけれども、どちらに対してどういうふうな効果を求めてこの重勝式を入れるのか。私は決して重勝式を入れることが悪いと言っているわけではないんですけれども、それによってどういうファンがふえるのか。

今言われたとおりに、では、少額でも例えば多くのお金が払戻金として返ってくる、いわゆる射幸

性を高めるということであれば、もしかしたら既存のお客さんがそれぞれの買う単価を下げるだけの話で終わってしまうのかもしれませんが、これは、今局長図らずも言われましたけれども、お客さんによる、お客さん任せ、どうなるかわからないけれどもやってみるかというようなことであっては私は残念だなと思います。

やはり明確に、例えば重勝式に限りませんが、こういうような勝馬投票方法を導入するに当たっては、こういう目的を持ってこういう効果が得られると思いますというようなことがぜひはっきりお示しいただけるようなことを私は求めたかったわけですが、これ以上聞いても多分同じような話になると思いますので、次に移らせていただきます。

のみ行為の取り締まりの強化ということでございまして、本日は警察庁からもおいでをいただいております。

私、警察庁の方から資料を少しいただいて、のみ行為の現状というのも教えていただきました。そういったのみ行為の検挙、毎年確実にあるわけですが、今回ののみ行為の取り締まりの強化の中で、のみ行為に関する情報を収集するために、必要があるときは、競馬主催者の職員は農林水産大臣の許可を受けて勝馬投票類似行為をすることができるということになっています。警察としては、今回、警察職員もしくは警察が勝馬投票類似行為をすることを認めていないわけなんですけれども、今回のこの改正に当たって警察が入っていないということについてどのような理解をされているのか、御答弁願えればと思います。

○伊藤政府参考人 今回の改正案におきまして、競馬主催者の職員は「農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができる。」とされているわけですが、これは、勝馬投票類似行為が、いわゆるのみ行為の情報を収集するため競馬主催者の職員が行うものでございまして、警察が行う犯罪捜査活動とはその性質を異にするものと考えているわけですが、

しかしながら、競馬主催者の職員が改正法の規定に基づいて収集する情報につきましては、のみ行為に関して信頼度の高い情報であるというふうに考えられますことから、警察としましては、これらの情報を有効に活用するなどしまして、競馬主催者と緊密に連携をいたしまして、のみ行為の取り締まりを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○岡本(充)委員 今の御説明、大変はっきりしていると思いますけれども、ただ、その中で私、もう一つ指摘させていただきたいのは、とはいっても、今おっしゃったとおり、今回のこの改正で競馬主催者の職員が勝馬投票類似行為をして得てきた情報を、証拠として捜査に使用するという事は間違いないわけですね。まずそれを、捜査の中で証拠として、証言なりもしくは調書、写真かもしれませんけれども、それを証拠として捜査に利用される、そういったことで間違いないでしょうか。

○伊藤政府参考人 そうした情報がどういうふうに活用されるかという御質問だと思いますけれども、基本的には、そうした情報につきましては、端緒情報といたしまして、それから我々としては捜査を始めるということになります。そういった意味で、端緒情報をどのように公判廷において扱われるかはまた別問題だと思いますが、少なくとも我々としては、端緒情報として活用してまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 端緒情報として活用する。もちろん、端緒はそうでしょう。ただ、実際には、警察の方が、端緒情報として以上に今回のこの情報を使おうということを考えてみえないと思えないんですけれども、端緒情報だけではなくて、これは、ケースによっては当然公判等への証拠としても活用される可能性はあるわけですね。ちょっとお答えいただけますか。

○伊藤政府参考人 先ほども御答弁申し上げましたとおり、端緒情報がございまして、警察としては、それをもとにいたしまして捜査を開始するわけですが、その結果、捜査を尽くして、最終

的には事件の立件ということになるわけですが、その際にどのような証拠が立件上必要なかということにつきましては、それぞれのケースによって異なってまいります。そうした端緒情報というものは、最初の取っかかりになるものでございますので、十分有力なものだとは思いますが、基本的にはケース・バイ・ケースだというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今お答えいただいたとおり、ケース・バイ・ケースというようなことであるわけなんですけれども、そういった中で、今回、連携を密にするとおっしゃっていただいておりますけれども、警察としては、現時点では、情報収集するのみならず、捜査に当たって、ほかにもいろいろ捜査手法はあるんでしょうけれども、こういった捜査手法、いわゆる勝馬投票類似行為をした上での捜査をする必要はないというふうにお考えであるのか、その点をちょっと教えていただけますか。

○伊藤政府参考人 のみ行為というものにつきましては、私どもといたしましては、基本的には、暴力団が伝統的に資金源としている悪質な行為だというふうに考えているわけですが、こうした当該事業の振興や財政の改善を図るといふ公営競技の目的を損なうものであることはもちろんでございますけれども、そうした意味から、伝統的に暴力団の資金源となっているということもございまして、これまでも、暴力団関係者が関与する悪質な事犯を中心に、公営競技主催者等と緊密な連携を図りながら、のみ行為の取り締まりに当たってきたところでございます。

そうした意味で、今回、改正法によりまして、そうした端緒がさらに得られやすくなったということになりますので、そうした点を十分、連携をとりながら活用してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 私、必要と考えるかどうかということをお聞きしたんですけれども、必要性を感じてみえるかということについては、どうでしょう、お答えいただけますでしょうか。

捜査手法として、今言った、勝馬投票類似行為を行っていく、まあ今回の法改正では認められておりませんが、そういったものがなくても現状十分、今、検挙数の推移等いただいたわけですが、競馬に関しても、平成十三年、十四年、十五年で、件数で三十五件、四十六件、二十九件、人員で百八十五人、二百十四人、百二十一人とそれぞれ検挙をされているということで数字をいただきましたけれども、これで、今の現状の中で、捜査手法としてこういった手法を現状では必要と感じてみえるのか、感じてみえないのか、その点だけ教えていただければと思います。

○伊藤政府参考人 いわゆる、警察官みずからが犯罪の相手方になるなどによりまして犯罪を摘発する捜査手法につきましては、これはおとり捜査というふうに呼ばれているわけですが、おとり捜査につきましては、一般的に申し上げますと、警察におきましては、これまで蓄積されました判例理論を踏まえまして、事案の態様と検挙の困難性、さらにその必要性及び方法の相当性等につきまして慎重に検討を行った上で実施しているところでございます。

警察といたしましては、組織犯罪対策をより効果的かつ強力に推進するという観点から、いわゆるおとり捜査の実施のあり方につきましても、多角的な観点から検討を進めていく必要があるものと考えております。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。

今後検討を進めていくということが最後の要約だと私は思っておりますけれども、まさに局長が言われていたとおり、このお金がどこに流れていくのかということをお考えしたときに、やはり日本の中における、言葉は悪いかもしいけれども、ブラックマネーと言われるような部分に入るお金を減らしていくという意味においても、こののみ行為というのをしっかり取り締まっていただかなければならないと思っておりますので、有効な取り締まりの方法等を含め、そしてまた刑法全体との整合性を含めて、ぜひしっかりとした検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

さて、ここまで質問させていただいて、最後になるんですけれども、事業収支の改善という点につ

いて、少しこれからお話を伺っていきたくて思っております。

特に地方競馬における事業収支の改善なんですけれども、今、地方競馬においては大変に厳しい経営状況だということについては、これまでも再三話が出ています。そういった中で、地方競馬の収支改善を今回図ることが一つの法改正の目的だと私は認識しておりますけれども、この中で一番の特効薬だと思ってみえるのはどの部分なんでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○白須政府参考人 事業収支の改善でございます。

やはり何といひましても、地方競馬におきます大変な、最近における全体としての厳しい事業収支の状況でございますので、そういった意味では、一つには、連携計画というものを立てていただきまして、要するに主催者で共同で計画を立てていただきまして、そこに大臣の認定を受けますと、それに対しまして地方競馬全国協会から、例えば共同で行いますコンピューターの整備でございますとかあるいは共同の場外馬券売り場といったものにつきましてのそういった前向きの収支改善計画につきましては、支援を行うことができるというのが一点でございます。

それからもう一点としては、そういった事業収支計画を立てまして、単独で、今申し上げましたのは共同でそういった連携計画を立てる場合でございますが、単独で収支改善を図ろうという場合に、地方競馬全国協会へ交付金を上げておるわけでございますが、その交付金を猶予する、払わなくていいというふうなことでございまして、そういった形での収支改善を後押ししていくというのが二つ目でございます。

その二つが、今回の全体としての事業収支改善の促進の一番大きいところではないかというふうな考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 今、いわゆるブロック制にして地全協からの補助金というお話でございました。私の前に質問しました神風委員も、この点、最後にお聞きになりましたけれども、どういった額で、どこからのお金を補助金として出すのかということ、それからまたJRAとこの補助金との関係はどのようになるのかということについては、御説明いただけますでしょうか。

○白須政府参考人 まず、連携計画でございますが、複数の地方競馬の主催者が共同で計画を策定するわけでございます。それで、それに対しまして大臣の認定を受けることによりまして、その計画に基づく事業につきまして、地方競馬全国協会からまず補助を受けることができるということでございます。

その財源につきましては、地方競馬全国協会の交付金から充当するものと合わせまして、見合いの額をJRAの方から地方競馬全国協会に交付することによりまして、地方競馬全国協会からそれを合わせたものを計画の実施に対して助成するというところでございます。ただ、主催者としても当然、御自分たちの持ち分といいますか、その部分については御負担をいただく、二分の一相当については御負担をいただくというふうなことでございます。

○岡本(充)委員 私、ブロック制についてはいいんですけれども、今私が聞いたかったのは、結局、JRAから直接地方競馬の主催者なりに補助金という形ではなくて、一たん地全協へ見合いの額という、余りはっきりしないんですけれども、見合いの額、地全協にお金が行って、そして地全協から補助金として行くというふうな、統合して出ていくということなんですけれども、これはJRAから直接行けない理由があるんですか。

○白須政府参考人 システムといたしまして、地方競馬全国協会が地方の主催者のそれぞれの登録でございますとかそういったことをやっておる、いわばそういう地方競馬でございます。一方、JRAというのは中央競馬で、まことに恐縮でございますが、そこは、ですから一種の、JRAと地方競馬というのはもちろん共存共栄が当然必要でございまして、それによって日本の競馬全体を底支

えしていくというのは一つの建前の議論でございますが、JRAと地方競馬というのは、一方にはお互いが競争相手というふうな面もあるわけでございますので、そこは、今回のスキームは、JRAの方から地全協の交付金と同額のを地全協に一たん交付をいたしまして、そして地全協の方から地方の主催者のそういう共同の計画に対して助成をする、そういう仕組みをとっているわけでございます。

○岡本(充)委員 そうなんです。JRAと地方競馬が競争者だ、こういうふうに今言われたんですよ。私、そこが大体競馬の大きな根幹だと思うんですよ。

私、人から聞くと、これはいわゆる二重構造と言っている方もみえるようですけども、なぜ競馬だけがJRAと地方競馬があるのか。競艇や競輪は、地方競輪、日本競輪、こういうふうになっているわけではなくて、一元化されているわけなんです。これは、JRAと地方競馬がそれぞれ競争しなければいけない。共存共栄の観点でこれを行っていかれるはずでなければならないのではないかと思うんですけども、これは競争関係なんですか。

○白須政府参考人 私、競争関係と申しましたのは、共存共栄が必要であると同時に競争的な関係でもあるというふうに申し上げたわけで、競争的な関係だけということを上申しているわけではございません。

そのゆえんのものは、やはりもともと施行主体も異なりますし、一方は国家財政への寄与、他方はやはり地方財政に寄与をいたしているわけでございます、それぞれ成り立ちが、全く異なって成り立ってきたわけでございます。そういった意味で、中央競馬と地方競馬を一本化ということは、これは困難であろうというふうに考えているわけでございます。

と申しますのも、中央競馬会は、これはまさに全国規模の競馬開催業務を行っているわけございまして、地方は地方でそれぞれが独自の施行主体として施行しておられるわけございまして、今は確かに、全国的に見ますと、四つの団体を除いては赤字でございます。しかし、過去には中央競馬を上回るような非常に大きな黒字を出しておった時代もあるわけございまして、そのところは、歴史的な経緯ということもあるわけございまして、お互いが、何といひましようか、高利を図る、あるいはまたお互いが、先ほどの委託につきましても、受委託を行うということで、お互いが馬券の販売等を通じまして、それぞれが売り上げを伸ばしていくというふうな趣旨で今回法律的なスキームとして御提示をさせていただいているわけでございます。

基本的にはもちろん共存共栄、それぞれが売り上げを伸ばしていこうという趣旨でございますが、他方には、申し上げておりますようなそういう経緯から発する相違というものがあまして、なかなかそのところは一本化することは難しいというふうに考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 経緯からの相違を説明してくださいといったら、恐らく今言ったように国家的財政への寄与、地方的財政への寄与という話をされるんだと思いますけれども、同じような観点から、競輪だって競艇だって、違法性を阻却するのは財政への寄与というのが一つ大きな要因になっている中で、こちらは一元化してやっているわけですよ。

つまり、私が指摘をしたいのは、今の競馬の現状は、テレビがこれだけ進んできて、かつてテレビで広く競馬を楽しまれる方が少なかったころ、そういったところは確かに地方競馬も大変人気があった。そういったことを局長は言われたいのかもしれませんけれども、今現状で、例えば今回の第二回東京競馬場での開催を見ても、五月二十二日から六月の十三日ぐらい、大体三週間間に中央競馬だとG1というのが三回あるんですよ、三週連続で。一回の賞金が非常に大きな、多額な、一億円を超えるようなレースを三週連続やっていて、片や地方は大変苦しい競馬の現状の中で、いや、それぞれそもそも成り立ちが違いますから、地方は地方で頑張ってください、こういうことでは、実際の改善策、今回、今言われたとおり、ブロック制にして補助金を出します、改善が認められたら、まだ額も決めていない、幾らになるかわからないような補助金をちょこっと出します、ということで、あとは頑張ってください、こういう話では大変不十分であると私は指摘をさせていた



だきたいと思います。

これは、農林水産省のある方に伺いましたが、第一歩だと言われましたけれども、第二歩が一体どこでどういう形で出るのか、そういったところもまだ不明確な中で、日々暮らしてみえる方がいらっしやるわけですね。

時間がだんだんなくなってきていますので、ちょっとだけ例を挙げますと、私の地元は名古屋競馬というのが、私の選挙区じゃないんですけれども、近くにありまして、トレーニングセンターは実は私の選挙区にあるんですね。このトレーニングセンターに行くと、大変に厳しい現状がある。

ちょっと先に少しだけ質問をさせてください。今、地方競馬の一着の賞金、幾らか、そしてまた地方競馬における厩務員の方の収入、大体どのくらいか御存じですか。

○白須政府参考人 大井競馬場の事例で申し上げますと、一着の賞金は二百万というふうに承知をいたしております。

○岡本(充)委員 大井はいい。厩務員の給与は。

○白須政府参考人 厩務員の給与でございますが、大井の例でございますが、五百四十三万三千円というふうに承知いたしております。

○岡本(充)委員 大井は黒字の方なんですよ。全国で数少ない黒字の地方競馬なんですよ。そうじゃない多くの赤字に苦しんでいる地方競馬において、どういった現状で厩務員が暮らしているのか、局長は御存じないんですか。

○白須政府参考人 岐阜県の例でございますが、岐阜県では、厩務員、四百四十七万三千円というふうに承知をいたしております。

○岡本(充)委員 一着賞金は。

○白須政府参考人 これはいろいろな事例がございますが、百万円とか……(岡本(充)委員「安い方でいい、安い方で。一番安いのでいい」と呼ぶ)五十万円とかいうのもございます。

○岡本(充)委員 局長は知らないんですよ。私、聞いてきたら、今度から名古屋競馬は、一着賞金、一番安いのは十八万です。

馬主も大変なんです。どんなに安い馬を買っても二百万円ぐらいする。名古屋競馬の場合、十四年度の競走馬の委託料が一月十五万二千元です。これは一年で百八十万円だ。二百万円の馬を買って、年百八十万円のランニングコストがかかって、一着とったところで十八万しかもらえなくて、これはどう思われますか。非常に苦しい経営になる。馬主はまだ馬主さんだからと言われるのかもしれませんが、十五万二千元もらっている調教師も苦しい。

どういうふうな現状か、局長、教えてさしあげますと、この十五万二千元を、実は厩務員と調教師で、名古屋競馬の場合、百八十人いる厩務員は、全員、一頭当たり七万六千元、今お金をもらっているそうです。七万六千元、一人ですね。例えば調教師さんが二十一頭馬を飼っていると、一人三頭見ろということで七人の厩務員を雇っているんですね。こういう形で一人三頭割合でお給料をもらうわけですから、七万六千元掛ける三で二十二万八千元ですか、この二十二万八千元で、子供もいて、家族もいて養っている。そこを今回、名古屋競馬でも、この預託料、今言ったとおり、一着になっても十八万しかもらえないという話だったら、預託料をこんなに十五万円も毎月払えないよという馬主さんからの要請もあって、引き下げてくる。

今回、まさに名古屋競馬の厩務員と調教師の間で今もめているんですけれども、どうしてもめて

いるかといったら、調教師さんが、この一頭当たりの厩務員さんへのお給料、七万六千円のを五万一千円に下げようとして、今、五月三十一日までに印鑑ついてください、そうしなかったらあなた首ですよと言われている厩務員がたくさんいるんです。五万一千円で三頭見たら、十五万三千円ですよ。子供もいて、奥さんもいて、一カ月十五万三千円で、毎日毎日、動物の世話、馬の世話をしなきゃいけない。こういった現状があるということを、局長は知っていただいて今回の法改正を出していただきたかった。

私は、この現状の相反するものとして、JRAの役職員、今十四人中五人と言われましたか、私も調べましたよ。理事長は農林水産事務次官、常務理事に九州農政局長、理事に経済局統計情報部長、四国森林管理局長、非常勤ですが監事に北陸農政局次長、これだけの方が天下っていて、その方々の給料は幾らですか。それは、その方はそれなりの仕事があるんだと言われるかもしれないけれども、金額だけ見ると、本俸が百二十四万一千円なんです。

こういったJRAの今の給与体系と、地方競馬における本当に競馬を支えている厩務員の方の経済状況との格差は、JRAは国の財政に寄与するためです、地方競馬は地方の財政に寄与するためです、だからそれぞれ二つ分けておかなければいけないんですということを合理的説明をするにしても、大変に差がある現状だということを私は強く指摘をさせていただきたいと思います。

局長は今のこういった現状を答弁していただけなかったんですけれども、今の話を聞かれて、大臣、いかがでしょうか。

確かに、今の地方競馬と中央競馬のそれぞれ極端なところを見ているのかもしれませんが、片や、十五万三千円で暮らせと言われている厩務員の方がいるんです。こういう方々、もう今となっては調教師も、一着賞金が十八万円とか二十万円とかしかなければ、賞金から入ってくる、かつては、例えば二百万円賞金があれば、そのうちの5%なりが調教師へも入ってきますから、一着の馬を出せば十万円ぐらいのお金が入ってくるという話もあったでしょうけれども、十八万円の一着賞金だったら、5%もらっても九千円ですよ。

こういったような状況を理解していただいた上でも、なおかつ一元化というのは難しい、もしくは財政的な改善、この第一歩だと言われているけれども、第二歩がいつになるかまだわかりません、前回の競馬法の改正が平成三年と十年以上たっているわけですけれども、あと十年これで頑張れというような内容になっているのか。私はぜひこの点を検討していただきたいですし、大臣として明確な、はっきりとした御答弁をいただいて私の質問を終わらせたいと思いますので、どうかいい答弁をお願いします。

○亀井国務大臣 今回の改正につきましても、研究会等々を重ね、そして中央と地方との開催日等々の連携、また中央、地方のいろいろの面での連携を密にして、そしてコストの問題等々、いろいろの問題点を克服しよう、こういうようなことで法改正をお願いしておるわけでありまして、この法改正をもとに、その目的が達成できるような対応を十分指導してまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 本当に、しっかりとした対応をとっていただいて、地方競馬の活性化、よろしくお願ひしたいと思います。

質問を終わります。